

令和 6 年度

白鷹町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会

令和6年度白鷹町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

我が国を取り巻く社会環境は、人口の減少が続き、少子高齢社会、そして家族構成の変化や共同体機能の脆弱化により大きく変化しております。これらの環境の変化に伴い、地域社会全体としての課題や個人がそれぞれに抱える課題も複雑化・複合化しております。これらの課題を解決するため福祉・介護・医療などの公的サービスの利用をはじめ、公共的な団体や民間団体のサービス利用や地域住民同士による支援等により、地域で住み続けることができる体制の整備が求められています。

国及び全国社会福祉協議会においては、地域住民による多様な支えあいが主体的に考えられ、お互いが支えあい暮らししていくことができる「地域共生社会の実現」に向けた各種事業が実施されております。

白鷹町社会福祉協議会におきましても、地域の皆様をはじめ、自治組織、民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係団体等の協力をいただき、ともに生きる豊かな地域社会の実現に向け、各種事業に取り組んでまいります。

地域住民が主体となり実施していただいている「ふれあいいいききサロン」については、高齢者の交流の場として親しまれており、運営等の継続支援を図ってまいります。

生活困窮者が自立するための相談支援を実施している生活自立支援センターでは、緊急小口資金等の特例貸付の償還に対し、生活状況の把握と借受人へのフォローアップを継続的に行い、生活基盤の安定が図れるように支援してまいります。また、認知症高齢者や障がい者などの権利擁護支援のため日常生活自立支援事業に取り組むとともに、この方々の判断能力の低下によって本人の意思決定が難しい方については、白鷹町地域包括支援センターと連携し、成年後見制度利用への支援を行います。

居宅介護支援事業所の運営は、引き続き適切な事業運営を行い、要介護者及び家族の意向に沿い、介護保険サービスの有効な利用に向け、支援を行ってまいります。

ハ乙女げんき塾については、介護保険サービスを必要としない高齢者の健康の維持増進や生活に役立つ講話の開催などを行い、利用者の生活の維持向上を図ってまいります。

子育て支援の取り組みについては、さくらの保育園及びひがしね保育園の運営、子育て支援センターにこぼーと、放課後児童クラブの運営を行い、子どもたちの健やかな成長と子育て世代のサポートを行ってまいります。

2年目を迎える児童発達支援センターにこっとについては、利用児童の個々のケースに応じたサポートを行うとともに研修等を通じて職員の資質向上を図り、よりよいサービス提供に努めてまいります。

地域の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する機関である地域包括支援セン

ターの運営について、受託に向けた準備を行ってまいります。

白鷹町社会福祉法人連絡協議会については、地域貢献活動として買物支援に取り組んでおり、継続してサービスの提供を行ってまいります。令和 6 年度においては、社会福祉法人以外の法人の参画を得て、事業の拡充に取り組んでまいります。

Ⅱ 事業概要

1. 社会福祉法人の運営・管理

項 目	内 容
(1)会議の開催	○理 事 会 年 2 回～4 回開催 ○評議員会 年 2 回または必要に応じて開催 ○監 査 会 年 1 回開催 ○三 役 会 随時開催 ○評議員選任・解任委員会 随時開催 ○苦情解決第三者委員会 年 1 回 ○上記以外の委員会等 適時
(2)福祉推進員の委嘱 及び社会福祉事業推進	区長・町内長の皆様に福祉推進員を委嘱し、地域における見守り支援のネットワークの構築や日常生活への支援を推進する。 また、福祉推進員及び地域の役員等との連携を図り、地域における福祉課題などを話し合い、課題解決に取り組む。 ◇ 福祉推進員（区長 25 名・町内長 104 名）
(3)会費納入の協力依頼	地域福祉の推進を図るために、各世帯に会費の協力をお願いするとともに、目的に賛同する方に賛助会費の協力をお願いしながら自主財源確保に努める。 ◇ 【普通会员】町内全世帯 一世帯：年間 1,200 円 ◇ 【賛助会費】個人、団体、法人、施設 他 一口：1,000 円

2. 生活支援に関わる事業

項 目	内 容
(1)生活相談所の開設 (弁護士相談)	住民福祉の向上を図るため生活相談所を設置し、弁護士による法律相談を実施する。 ◇ 相談日 第 1 水曜日（祝祭日の場合は翌週） ◇ 場 所 老人福祉センター ※弁護士相談以外の相談は、随時社協窓口で対応する。
(2)罹災世帯の援助	火災、その他災害等に遭われた世帯への支援 ◇ 全焼・全壊等 1 万円 ◇ 半焼・半壊等 5 千円
(3)ひとり親家庭支援	ひとり親家庭の家計負担の軽減を図るため、食糧の支援を行う。(8月、12月)
(4)たすけあい資金貸付事業	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金の貸付を実施する。 ◇ 貸付限度額5万円 （但し、連帯保証人がいる場合は 10 万円まで貸付可能）
(5)生活福祉資金貸付事業 (県社協委託事業)	低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯の自立構成を図るため、資金貸付を実施する。 ◇ 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費等） ◇ 福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ◇ 教育支援資金（教育費、就学支度費） ◇ 不動産担保型生活資金 （低所得高齢者、要保護高齢者世帯向け） ※貸付フォローアップ事業 支援員を配置し特例貸付の償還支援を行う。 （新型コロナウイルス感染症における貸付償還対応）

(6)日常生活自立支援事業 (県社協委託事業)	高齢者や障がい者の日常における福祉サービスの利用や金銭管理等の支援を行う。 ◇ 基幹的社協の運営 ◇ 生活支援員の配置 本人の常態に合わせ、関係機関と連携し成年後見制度につなげていく。
(7)生活困窮者自立支援事業 の推進 (県委託事業) 小国町・飯豊町社協共同体	生活自立支援センターを開設し、生活困窮者の経済的な困窮状態の脱却に限らず、本人の状態に合わせた自立支援プランを共に考え、社会参加に向け包括的、継続的な支援を実施する。 ◇ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員(兼務)を配置 ◇ 支援調整会議の開催(随時) ◇ 支援会議 … 関係機関との連携強化(年2回)

3. 住民が共にたすけあい、支えあう活動促進事業

項 目	内 容
(1)ふれあいサロン事業の 推進	閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、介護予防の促進を図る。また、健康の増進を図るため、その講師を派遣する。 ◇ 町内24ヵ所開設 ◇ ふれあいサロンの情報交換会
(2)地域住民福祉活動推進 (福祉バス運行)	福祉バス利用による、福祉団体等の活動の支援等を行う。
(3)車いすの貸出事業	介護保険申請前の方や、一時的に車いすの利用が必要とする方へ支援するため、車いすの貸出を行う。 ◇ 貸出期間 6カ月以内 ◇ 利用料金 無料
(4)福祉用品の貸付事業	シルバーポーズ、ビーンボウリング、ワナゲ等の福祉用品の貸し出しを実施する。 ◇ 貸出期間 利用する期間 ◇ 利用料金 無料
(5)地域福祉懇談会	地域福祉を推進するため、地域の福祉課題や地域の活動等について話し合い、住民相互のたすけあい活動を推進する。 サロン活動などの地域における福祉活動について、継続や拡充に向け、話し合う場の機会を設ける。

4. ボランティアの活性化に関する事業と福祉教育の推進

項 目	内 容
(1) ボランティアセンターの運営	ボランティアを希望する方の相談や活動場所の紹介などボランティアに関することについて支援する。 ◇ 相談と紹介 ◇ ボランティアコーディネート業務 ◇ 情報収集と提供 ◇ ボランティア保険等の加入促進 ◇ 研修会の実施 ◇ 除排雪資機材の貸出 ◇ 善意銀行の活用(住民からの寄附金や物品) 等 ◆ 災害ボランティアセンター設置・運営 町の防災計画に基づき、災害発生時に備えたセンターの設置・運営が円滑に実施できるように訓練を行う。 ◇ 設置・運営訓練の実施 ◇ 設置・運営に向けた研修会 ◇ 町総合防災訓練への参加 ◇ 資機材等の整備
(2) ボランティア活動推進事業	住民が自主的に取り組むことができるボランティア活動を推進する。
(3) 見守りサービスの推進	見守りが必要な高齢者世帯等に、お弁当を届けながら週 1 回の見守り支援を実施する。 ◇ 利用者負担 200 円 ◇ 対象世帯 支援が必要な高齢者等 ◇ ボランティア 5 名
(4) 傾聴ボランティア「ひまわり」の活動推進	高齢者等の心の不安や想いに丁寧に耳を傾ける活動を支援する。 ◇ 利用者負担 無料 ◇ 活動場所 在宅 ◇ ボランティア 12 名 ◇ 養成講座開催 年 3 回の講座
(5) ボランティア活動の推進	福祉教育に取り組む実践校として、小学校 4 校を指定し、その活動を支援する。
	ボランティア活動に取り組む実践校として、白鷹中学校、荒砥高等学校、白鷹高等専修学校を指定し、その活動を支援する。
	地域コミュニティを活かした、ボランティアグループの活動を支援する。

5. 介護保険制度による事業所運営

項 目	内 容
居宅介護支援事業	介護認定を受けた方に対し、現在の生活状態が維持向上していただけるようサービス提供関係機関と連携を取り、必要な相談支援を行う。

6. 介護予防等事業の実施

項 目	内 容
介護予防・日常生活支援 総合事業 通所型サービス A (ハ乙女げんき塾) (町委託事業)	介護保険に該当しない方を対象に、閉じこもりの防止を図り、健康づくり等の事業を行うことで、高齢者の自立した生活を支援する。 ◇ 利用日 月曜日～金曜日 ◇ 休 日 国民の休日、8/13～17、12/29～1/3 ◇ 利用時間 9:00～15:00 ◇ 移 動 送迎あり

7. 職員の出向

項 目	内 容
(1)地域包括支援センター へ職員出向	白鷹町地域包括支援センターの受託に対応するため、職員を出向（主任介護支援専門員1名）

8. 子育て支援に関わる事業

項 目	内 容
(1)保育園経営	健やかで、心豊かな子どもの育成等を支援するとともに、インクルーシブ保育を進めていきます。 ※開園時間 7時から19時まで さくらの保育園 ◇ 入所定員130名 ひがしね保育園 ◇ 入所定員 60名
(2)子育て支援センターの 管理運営 (町指定管理事業)	子どもたちの成長を地域で支え合うとともに、保護者の子育ての支援を行う。 ◇ 事業内容 ①遊び広場の開催 ②育児相談、育児講座の開催 ③ファミリーサポートセンターの運営 ④ふれあい交流事業 ⑤子育て相談や情報交換の場の提供 ⑥地域に根ざした子育て支援活動の展開 ◇ 開館時間 9:30～15:30 ◇ 休館 土曜日、12/31～1/3
(3)放課後児童健全育成 事業 (町委託事業)	小学校に通う児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努める。 ◇ クラブ 鮎っ子クラブ 蚕桑っ子クラブ 東根っ子クラブ ◇ 利用時間 ①平日：下校時～19:00 ②土曜日、長期休暇、学校休校日 ：7:00～19:00
(4)チャイルドシート等の 貸出事業	出産等で一時帰郷した方や子育て中で緊急性が高い保護者等に対し、チャイルドシート、ジュニアシートの貸出しを実施する。 ◇ 貸出条件 ① 白鷹町民（一時帰郷者等を含む。） ② 使用者(運転者)が普通自動車免許を有する者 ③ 使用自動車に貸出用具が装着可能であること ◇ 利 用 料 無料 ◇ 申込場所 さくらの保育園、ひがしね保育園、子育て支援センター

(5)児童発達支援センター 経営	①児童発達支援事業 心身の発達が気になる子が安心して日常生活を送るために個別支援計画に基づき、支援を行う。 ◇ 対象児 未就学児 ◇ 営業日 月曜日～金曜日 ◇ 休 日 国民の休日、8/13～16、12/29～1/3 ◇ 営業時間 8：30～17：30 ◇ サービス提供時間 9：00～15：00 延長 17：30 迄 ◇ 定 員 10名
	②放課後等デイサービス事業 障がいのある児童等を対象に、学校の授業終了後からサービス提供時間帯に支援の提供を行う。個別支援計画に基づき、支援を行う。 ◇ 対象児 小学1年生～18歳 ◇ 営業日 月曜日～金曜日 ◇ 休 日 国民の休日、8/13～16、12/29～1/3 ◇ 営業時間 9：00～18：00 ◇ サービス提供時間 学校下校時～17：30 ◇ 延長 18：00迄 ◇ 定 員 10名
	③保育所等訪問支援事業 児童が通う保育園や学校等にスタッフが訪問し、児童に直接支援をしたり、保育士等に専門的な支援方法を伝える間接支援を行う。 ◇ 対象児 発達が気になる子、障がいのある子 ◇ 営業日 月曜日～金曜日 ◇ 休 日 国民の休日、8/13～16、12/29～1/3 ◇ 営業時間 8：30～17：30 ◇ サービス提供時間 8：30～17：30
	④障害児相談支援事業 障がい児等が自立した日常生活を送ることができるように障がい児等の心身の状況等に応じて、適切な福祉サービスを利用できるように相談及び支援を行う。 ◇ 対象児 発達が気になる子、障がいのある子 ◇ 対象地域 白鷹町及び近隣市町 ◇ 営業日 月曜日～金曜日 ◇ 休 日 国民の休日、8/13～16、12/29～1/3 ◇ 営業時間 9：00～17：30 ◇ サービス提供時間 9：00～17：00
(6)障がい児等ネットワーク事業（町委託事業）	障がいのある子や発達が気になる子とその家族の生活を支えるため、地域の身近な場所で療育相談等が受けられる相談窓口の設置や保護者同士で交流ができる場を提供し、子育て支援の充実を図る。

9. 調査研究・広報活動

項 目	内 容
広報活動	社協活動の理解促進と地域福祉活動、社会福祉サービスの周知を行い、地域福祉の意識高揚に努める。 ◇ 機関紙「ふれあい」の発行 年3～4回 全戸配布 ◇ ホームページによる広報の充実 ◇ facebook、LINE による情報の提供

10. 共同募金運動への協力

項 目	内 容
(1)赤い羽根共同募金運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 10月～12月 ◇ 募金額 1戸 600円 ◇ 広 報 10月 全戸配布 ◇ 使途方法 社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動等
(2)歳末たすけあい運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 12月 ◇ 募金目標額 1戸 300円 ◇ 広 報 10月全戸配布 ◇ 使 途 支援を必要とする世帯や高齢者への友愛訪問活動、ボランティア団体活動支援、地域福祉活動等
(3)義援金の取り扱い	災害時における義援金窓口を開設する。

11. 福祉団体活動支援

項 目	内 容
(1)民生委員児童委員協議会	地域住民の身近な相談者として、地域福祉活動を行う委員の活動を支援する。 ◆ 民生委員・児童委員 51名 ◆ 主任児童委員 3名 ◆ 地区民児協の開催 ◆ 研修会等の実施 ◆ 福祉カルテの作成 ◆ 調査活動の実施
(2)老人クラブ連合会	老人クラブ活動が活性化するような企画・運営に関係機関と協力し支援する。 ◆ 単位老人クラブ 2クラブ ◆ グラウンドゴルフ大会、軽スポーツ体験交流等の実施 ◆ 研修会等の実施 ◆ 県福祉大会への参加
(3)身体障がい者福祉協会	身体障がい者（手帳所持者）への理解と、会員相互の親睦を図る活動を支援する。 ◆ 会員交流会の実施（レクリエーション等） ◆ 県福祉大会への参加 ◆ 県障がい者レクリエーション大会への参加

(4)手をつなぐ育成会	会員相互の連携、研修等を実施し、知的障がい者への理解への啓発活動や活動を支援する。 ◆ 自立研修 ◆ 県福祉大会への参加
(5)遺族会	戦没者遺族の相互扶助と福祉の増進を図るため、その活動を支援する。 ◆ 町戦没者追悼式への参列 ◆ 全国・県戦没者追悼式への参列 ◆ 県遺族大会への参加
(6)戦没者追悼式の開催 (町委託事業)	戦没者を追悼し、平和を祈念する事業の実施をする。

12. 関係機関との連携

項 目	内 容
(1)社会福祉法人連絡協議会の開催	町内の社会福祉法人の連携を図るとともに、新たに4法人の参画を得て、組織の改編及び事業の拡充に取り組む。 地域生活課題について、解決するための支援策を連携し、協働で解決に努める。
(2)西置賜地方福祉連絡会議	西置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇担当：長井市 ◇ 会長会議（11月上旬） ◇ 事務局長会議（4月中旬、11月上旬） ◇ 担当者的会議（4月中旬、2月下旬） ◇ 職員研究協議会（8月）
(3)置賜地方社会福祉協議会連絡会	置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇ 担当者的会議（担当：長井市） ◇ 役員研修（担当：高畠町） ◇職員研修（担当：南陽市） ◇ 老人クラブ連合会連絡協議会（担当：米沢市）
(4)置賜ボランティアの輪連絡会議	置賜3市5町のボランティア活動を推進するための事業に参画する。 ◇ 置賜ボランティアの輪連絡会議（担当：長井市）

